

徳島県情報公開審査会答申第241号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち「議長及び議事録署名人の氏名」を公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年5月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇土地改良区の定カン変更に伴う県報の手続き申請からケイサイされるまでの関係書類伺い含む」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年5月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち農山漁村振興課が所管するものについて、平成28年5月23日付け「定款変更の認可に伴う公告について」と特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年11月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県に提出した〇〇土地改良区の定款資料を過去に何十回と情報開示しているのに、単なるメモとする説明はおかしく、また、書面の裏の印を隠す行為は、正に「枉法行

為」そのものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、農山漁村振興課が、〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）の定款変更を「徳島県報 定期第3897号 平成28年5月23日発行」に公告した処理に係る立案書類一式（以下「本件公文書」という。）であると特定した。

立案書類に含まれる、本件土地改良区事務局長及び事務員の氏名並びに本件土地改良区議長及び議事録署名人の氏名及び捺印は特定の個人が識別できる情報であり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から条例第8条第1号により非公開とした。

また、立案書類に含まれる本件土地改良区理事長の印影及び本件土地改良区会議の内容は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、条例第8条第2号により非公開とした。

審査請求人は、審査請求の理由として「単なるメモとする説明」としているが、農山漁村振興課は、定款変更について単なるメモではなく公文として立案しており、立案書類一式を本件請求に対して部分公開している。また、「書面の裏の印を隠す行為は、正に「枉法行為」そのものである」との点には、書面の裏の印とは議事録署名人の印であり、上述のとおり条例第8条第1号により個人の権利利益を保護する観点から非公開としたものであり適法である。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年11月2日	諮問
令和5年1月13日	審議（第202回審査会）
同 年 3 月 2 8 日	審議（第205回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求は、本件土地改良区から申請のあった定款変更を認可し公告するに当たって、農山漁村振興課が作成又は取得した文書の公開を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関が本件公文書として、別紙のとおり文書を特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する非公開情報に該当する部分を非公開とする本件処分を行った

これに対して、審査請求人は、審査請求の趣旨において「速やかな開示を求める」と述べていることから、以下、本件公文書の非公開部分が条例第8条各号に規定する非公開情報に該当するか検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

(2) 条例第8条第1号イについて

条例第8条第1号イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

「法令若しくは他の条例の規定により」とは、法令又は他の条例の規定であつて、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表している情報等が該当するものである。

(3) 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定められている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

なお、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むと解される。

公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものとしては、経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で当該事業者の意思にかかわらず公開することにより当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものがある。

(4) 条例第8条第1号の該当性について

実施機関は、本件土地改良区事務局長、事務員、議長及び議事録署名人の氏名並びに議長及び議事録署名人の印影については、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため個人の権利利益を保護する観点から条例第8条第1号に該当すると主張する。

ア 本件土地改良区事務局長及び事務員の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることは明らかであるため、条例第8条第1号本文に規定する非公開情報に該当し、ただし書きに規定する情報には該当しない。

イ ただし、本件土地改良区議長及び議事録署名人の氏名については、氏名そのものは特定の個人が識別できることは明らかであり、条例第8条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するものであるが、一般に土地改良区の議事録署名人等は土地改良区総代会に出席した総代から選任されており、本件議事録の議事録署名人も本件土地改良区総代会に出席した総代から選任されている。

本件土地改良区の総代の氏名は〇〇選挙管理委員会からすでに告示され、公になっている情報である。また、土地改良区の総代が総代会に出席することは職務遂行上当然の行為であるので、公開されたとしても、総代個人の権利利益を侵害するものではない。

よって、本件土地改良区議長及び議事録署名人の氏名については、条例第8条第1号イに規定する「法令若しくは他の条例の規定等により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」情報に該当するため、公開すべきである。

ウ 本件土地改良区議長及び議事録署名人の印影については、個人に関する情報であって、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるなどの特別な事情も存在しないことから、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第1号本文に規定する非公開情報に該当し、ただし書きに規定する情報には該当しない。

(5) 条例第8条第2号の該当性について

実施機関は、立案書類に含まれる本件土地改良区の理事長印の印影及び本件土地改良区会議の内容（以下「本件非公開部分」という。）は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、条例第8条第2号により非公開としたと主張している。

本件土地改良区の理事長印の印影については、公にすることで、偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、本件土地改良区の財産等を侵害するおそれがあると認められる。

また、本件土地改良区の会議の内容については、本件土地改良区の通常総代会における審議内容であり、本件土地改良区の運営方針、財務管理などの内部管理に属する情報が記載されていた。

法人の内部管理の情報の取扱いについては、社会通念上当該法人等の自由が尊重されるべきであって、本件土地改良区的意思にかかわらず公にすることは、本件土地改良区の自立性への不当な侵害となるおそれがあるものと認められる。

よって本件非公開部分が、条例第8条第2号に規定する非公開情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者

別紙

公文書の件名	非公開部分	該当条項
平成28年5月23日付け 定款変更の認可に伴う公告について		
平成28年5月23日付け農山第24 2号土地改良区の定款一部変更認可公 告について（通知）		
定期第3897号 平成28年5月2 3日発行 徳島県報		
平成二十八年五月二十三日付け 徳島県告示第三百六十二号		
平成28年4月8日付け〇〇第250 19号〇〇土地改良区の定款変更認可 公告について（依頼）		
平成28年4月8日付け徳島県指令〇 〇第28001号 認可書		
平成28年4月7日付け〇〇第〇号定 款変更認可申請書	〇〇土地改良区 理事長印の印影	条例第8条第2号
定款変更の理由書		
平成28年 〇〇土地改良区 通常総代会議事録	〇〇土地改良区 理事長印の印影	条例第8条第2号
----- 1 ページ	〇〇土地改良区 事務局長，事務員の 氏名	条例第8条第1号
----- 1 ページ～10 ページ	〇〇土地改良区 会議の内容	条例第8条第2号
----- 10 ページ	〇〇土地改良区 議長，議事録署名人の 氏名及び印影	条例第8条第1号
〇〇土地改良区通常総代会出席者名簿		
平成28年 通常総代会役員出席者名 簿		
〇〇土地改良区定款新旧対照表		